

施策項目 3 0 文化財の保存及び活用の推進

[評価結果]

【担当課:文化財・博物館課】



担当課HP

総合評価	計画どおり
-------------	--------------

定量評価 [指標]	A	<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>評点</td> <td>(a)</td> <td>(b)</td> <td>(c)</td> <td>(d)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>評価数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>d評価となった指標</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	指標	評点	(a)	(b)	(c)	(d)		評価数	1	0	0	0		d評価となった指標				
指標	評点		(a)	(b)	(c)	(d)														
	評価数		1	0	0	0														
	d評価となった指標																			

定性評価 [施策]	進展あり
<p>国及び北海道が指定する文化財の増加に向けて、未指定文化財の調査等を行った結果、目標値を上回る343件の指定となった。</p>	

[施策の推進状況]

【P】・・・「Plan 令和3年度の主な施策」 【D】・・・「Do 主な取組の状況」
 【C】・・・「Check 施策の課題」 【A】・・・「Action 今後の方向」

《課題・背景》	<p>(1)文化財の調査・保存・活用の推進 ・文化財の現状、修理状況、耐震化の状況の把握が必要</p> <p>(2)アイヌ民俗文化財の調査・保存・伝承活動の推進 ・アイヌ文化財の保存伝承 ・アイヌ文化財の文化財指定に向けた取組</p> <p>(3)世界遺産の登録と保存活用の推進 ・包括的・個別保存管理体制の設置・運営 ・本道教育の推進に生かす取組</p> <p>(4)文化財に関する情報の発信と文化財に親しむ機会の確保 ・文化財に対する道民の理解促進</p> <p>(5)日本遺産の認定と活用支援 ・認定地域の取組支援</p>
----------------	--

(1)文化財の調査・保存・活用の推進							
[P] 次年度 度へ [A]	<table border="1"> <tr> <td> <p>①指定文化財の現状調査の実施及び修復等助成制度の周知 ②未指定文化財の指定や登録の促進 ③文化財の耐震化に係る所有者等への働き掛け</p> </td> <td> <p>①文化財パトロールの実施（14管内） ・文化財の修復等に係る利用可能な助成制度の周知 ②文化財の指定や登録に向けた未指定文化財の現況調査の実施 ③文化財の耐震対策（耐震化又は地震に対する対処方針の作成）の働き掛け</p> </td> <td style="text-align: center;">[D]</td> </tr> <tr> <td> <p>①現状把握のための文化財パトロールや修復等に利用できる助成制度の周知のほか、喫緊に修復等が必要な文化財があれば、直接現地に赴いて説明を実施 ②文化財保護の必要性を所有者等に周知するとともに、必要に応じて市町村や関係部局と連携を図りながら、未指定文化財の指定及び登録を促進 ③近年の耐震対策の導入事例について情報収集するとともに、市町村や関係部局と連携を図り、所有者等に分かりやすく情報提供するなど、未対策の文化財の耐震化の速やかな実施を促進</p> </td> <td> <p>①文化財パトロールにより修復等が必要な文化財が確認された場合は、所有者等の負担が軽減されるよう、文化庁の補助制度や民間団体の助成制度について周知を図り、修復等を促進することが必要 ②所有者等が文化財の指定を受けることは敷居が高いイメージがあるので、文化財指定を受けるメリットなど、所有者等に情報を正確に伝え、十分理解を得ることが必要 ③文化財の耐震化が促進されてきているが、利用者の安全確保のため、未対策の文化財について耐震化を促進することが必要（道内の国宝・重要文化財のうち耐震対策や対処方針を作成した割合令和元年度94.0%→令和3年度97.1%）</p> </td> <td style="text-align: center;">[C]</td> </tr> </table>	<p>①指定文化財の現状調査の実施及び修復等助成制度の周知 ②未指定文化財の指定や登録の促進 ③文化財の耐震化に係る所有者等への働き掛け</p>	<p>①文化財パトロールの実施（14管内） ・文化財の修復等に係る利用可能な助成制度の周知 ②文化財の指定や登録に向けた未指定文化財の現況調査の実施 ③文化財の耐震対策（耐震化又は地震に対する対処方針の作成）の働き掛け</p>	[D]	<p>①現状把握のための文化財パトロールや修復等に利用できる助成制度の周知のほか、喫緊に修復等が必要な文化財があれば、直接現地に赴いて説明を実施 ②文化財保護の必要性を所有者等に周知するとともに、必要に応じて市町村や関係部局と連携を図りながら、未指定文化財の指定及び登録を促進 ③近年の耐震対策の導入事例について情報収集するとともに、市町村や関係部局と連携を図り、所有者等に分かりやすく情報提供するなど、未対策の文化財の耐震化の速やかな実施を促進</p>	<p>①文化財パトロールにより修復等が必要な文化財が確認された場合は、所有者等の負担が軽減されるよう、文化庁の補助制度や民間団体の助成制度について周知を図り、修復等を促進することが必要 ②所有者等が文化財の指定を受けることは敷居が高いイメージがあるので、文化財指定を受けるメリットなど、所有者等に情報を正確に伝え、十分理解を得ることが必要 ③文化財の耐震化が促進されてきているが、利用者の安全確保のため、未対策の文化財について耐震化を促進することが必要（道内の国宝・重要文化財のうち耐震対策や対処方針を作成した割合令和元年度94.0%→令和3年度97.1%）</p>	[C]
<p>①指定文化財の現状調査の実施及び修復等助成制度の周知 ②未指定文化財の指定や登録の促進 ③文化財の耐震化に係る所有者等への働き掛け</p>	<p>①文化財パトロールの実施（14管内） ・文化財の修復等に係る利用可能な助成制度の周知 ②文化財の指定や登録に向けた未指定文化財の現況調査の実施 ③文化財の耐震対策（耐震化又は地震に対する対処方針の作成）の働き掛け</p>	[D]					
<p>①現状把握のための文化財パトロールや修復等に利用できる助成制度の周知のほか、喫緊に修復等が必要な文化財があれば、直接現地に赴いて説明を実施 ②文化財保護の必要性を所有者等に周知するとともに、必要に応じて市町村や関係部局と連携を図りながら、未指定文化財の指定及び登録を促進 ③近年の耐震対策の導入事例について情報収集するとともに、市町村や関係部局と連携を図り、所有者等に分かりやすく情報提供するなど、未対策の文化財の耐震化の速やかな実施を促進</p>	<p>①文化財パトロールにより修復等が必要な文化財が確認された場合は、所有者等の負担が軽減されるよう、文化庁の補助制度や民間団体の助成制度について周知を図り、修復等を促進することが必要 ②所有者等が文化財の指定を受けることは敷居が高いイメージがあるので、文化財指定を受けるメリットなど、所有者等に情報を正確に伝え、十分理解を得ることが必要 ③文化財の耐震化が促進されてきているが、利用者の安全確保のため、未対策の文化財について耐震化を促進することが必要（道内の国宝・重要文化財のうち耐震対策や対処方針を作成した割合令和元年度94.0%→令和3年度97.1%）</p>	[C]					

(2)アイヌ民俗文化財の調査・保存・伝承活動の推進							
[P] 次年度 度へ [A]	<table border="1"> <tr> <td> <p>①アイヌ文書の翻訳 ②無形民俗文化財であるアイヌの民俗芸能や民俗技術の保存伝承活動 ③アイヌ民俗に関わる文化財の調査</p> </td> <td> <p>①叙事詩「ユーカラ」の翻訳整理、報告書の作成 ②アイヌ民族の伝統的な民俗技術、民俗芸能に関する講座の実施（7月～12月、4管内5市町村で計100回実施） ・アイヌ文化財専門職員等研修会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ③文化財指定に向けた方向性を検討するため、民俗文化財の調査の実施</p> </td> <td style="text-align: center;">[D]</td> </tr> <tr> <td> <p>①アイヌ文書の翻訳のために引き続き翻訳整理、報告書作成事業を実施 ②体験講座を設けるなど実施方法についてアイヌ協会と協議を行うとともに、専門職員等を対象とした他の研修会の実施状況を確認し、より効果的な内容を検討 ③文化財の指定に向け、アイヌ文化財の伝承状況を把握するとともに、保護団体など関係者と合意形成を図りながら、事業を推進</p> </td> <td> <p>①アイヌ文化の伝承・活用のため、整理・調査されていない叙事詩や生活慣習に関する民俗技術などについて、翻訳整理や調査が必要 ②アイヌ文化の価値や魅力を次代に伝え継承していくため、他で実施している研修会の内容を把握し、効果の検証が必要 ③文化財として指定するためには、文化財として相応しい内容を調査検討し、関係者の意向を尊重しながら、指定に向けた手続を進めることが必要</p> </td> <td style="text-align: center;">[C]</td> </tr> </table>	<p>①アイヌ文書の翻訳 ②無形民俗文化財であるアイヌの民俗芸能や民俗技術の保存伝承活動 ③アイヌ民俗に関わる文化財の調査</p>	<p>①叙事詩「ユーカラ」の翻訳整理、報告書の作成 ②アイヌ民族の伝統的な民俗技術、民俗芸能に関する講座の実施（7月～12月、4管内5市町村で計100回実施） ・アイヌ文化財専門職員等研修会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ③文化財指定に向けた方向性を検討するため、民俗文化財の調査の実施</p>	[D]	<p>①アイヌ文書の翻訳のために引き続き翻訳整理、報告書作成事業を実施 ②体験講座を設けるなど実施方法についてアイヌ協会と協議を行うとともに、専門職員等を対象とした他の研修会の実施状況を確認し、より効果的な内容を検討 ③文化財の指定に向け、アイヌ文化財の伝承状況を把握するとともに、保護団体など関係者と合意形成を図りながら、事業を推進</p>	<p>①アイヌ文化の伝承・活用のため、整理・調査されていない叙事詩や生活慣習に関する民俗技術などについて、翻訳整理や調査が必要 ②アイヌ文化の価値や魅力を次代に伝え継承していくため、他で実施している研修会の内容を把握し、効果の検証が必要 ③文化財として指定するためには、文化財として相応しい内容を調査検討し、関係者の意向を尊重しながら、指定に向けた手続を進めることが必要</p>	[C]
<p>①アイヌ文書の翻訳 ②無形民俗文化財であるアイヌの民俗芸能や民俗技術の保存伝承活動 ③アイヌ民俗に関わる文化財の調査</p>	<p>①叙事詩「ユーカラ」の翻訳整理、報告書の作成 ②アイヌ民族の伝統的な民俗技術、民俗芸能に関する講座の実施（7月～12月、4管内5市町村で計100回実施） ・アイヌ文化財専門職員等研修会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止 ③文化財指定に向けた方向性を検討するため、民俗文化財の調査の実施</p>	[D]					
<p>①アイヌ文書の翻訳のために引き続き翻訳整理、報告書作成事業を実施 ②体験講座を設けるなど実施方法についてアイヌ協会と協議を行うとともに、専門職員等を対象とした他の研修会の実施状況を確認し、より効果的な内容を検討 ③文化財の指定に向け、アイヌ文化財の伝承状況を把握するとともに、保護団体など関係者と合意形成を図りながら、事業を推進</p>	<p>①アイヌ文化の伝承・活用のため、整理・調査されていない叙事詩や生活慣習に関する民俗技術などについて、翻訳整理や調査が必要 ②アイヌ文化の価値や魅力を次代に伝え継承していくため、他で実施している研修会の内容を把握し、効果の検証が必要 ③文化財として指定するためには、文化財として相応しい内容を調査検討し、関係者の意向を尊重しながら、指定に向けた手続を進めることが必要</p>	[C]					

(3) 世界遺産の登録と保存活用の推進	
<p>[P] 次年度へ</p> <p>①世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産・関連資産の適切な保全 ②世界文化遺産を本道教育の推進に生かす取組 ③「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」の価値を明確化し、地域での活用を推進</p>	<p>①・関係自治体や庁内関係部局と連携して経過観察と資産周辺の開発行為に対する遺産影響評価を実施し、構成資産を保全 ・構成資産・関連資産を管理する市町の整備事業に対し補助主体である国との調整や助言を行い活用を推進 ②登録後の縄文遺跡群の普及啓発・活用推進を図るため新規事業を検討 ③・関係遺跡の総合調査（第2次）の成果を集約・公表した「北海道の竪穴遺跡群の概要」改訂版を作成 ・遺跡群の包括的保存管理体制の令和4年度設立に向け、関係遺跡を所管する道内市町への説明等を実施</p>
<p>[A]</p> <p>①・経過観察の継続と正式指針に基づく遺産影響評価の実施・構成資産・関連資産における整備事業への助言を継続 ②新規の「縄文時代に学ぶ・世界遺産を活用した次世代育成事業」を効果的に実施するため、庁内外の関係部局との連携を推進 ③・第3次調査計画の策定と現地調査の実施 ・協議会における包括的保存管理計画策定を推進</p>	<p>①・9月に道内構成資産に係る2020年度経過観察報告書を提出、遺産影響評価指針案に基づく試行事例3件を把握したが、保全のため継続した評価等が必要 ・構成資産・関連資産各1件（史跡キウス周堤墓群・鷲ノ木遺跡）における整備基本計画（国補助事業）が策定されたため、実施に向け継続して助言が必要 ②世界遺産の次世代への継承のため、子ども達への教育を通じた意識の醸成が必要 ③遺跡の保存活用の方策や地域住民への普及啓発のため、3月の道・関係市町教委で構成する「北海道古代集落遺跡群保存活用協議会」設立を通して検討が必要</p>

(4) 文化財に関する情報の発信と文化財に親しむ機会の確保	
<p>[P] 次年度へ</p> <p>①文化財を活用した事業実施に係る市町村への働き掛け ②文化財の伝承に係る情報提供</p>	<p>①文化財保護強調月間に関するポスターを作成し、市町村の事業実施に活用してもらうなど、文化財保護強調月間（10月8日～11月7日）における市町村の取組を支援 ②・学校教育や生涯学習の場で活用できるよう、文化財ニュースレターの発行（年3回） ・「ほっかいどう民俗芸能フォーラム」の実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止</p>
<p>[A]</p> <p>①市町村に対して、文化財を活用した事業実施を働きかけるとともに、道教委ホームページで市町村が実施する取組事例を情報発信 ②・ニュースレターの発行回数を増やすなど、情報提供の機会の拡充 ・民俗芸能の伝承について、令和5年度に本道で開催予定の「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」について、後継者・指導者の育成や発表する機会を取り入れるなど、開催事業の内容を検討</p>	<p>①文化財に対する道民の理解を深めるためには、市町村に事業実施を働き掛けるだけでなく、道民に関心を持ってもらう取組が必要 ②・学校教育における学習機会の充実などにより文化財の伝承を図るためには、文化財についての情報発信等の取組が必要 ・民俗芸能を伝承するためには、後継者・指導者の育成や発表の機会を拡充する取組が必要</p>

(5) 日本遺産の認定と活用支援	
<p>[P] 次年度へ</p> <p>①認定地域の取組に対する支援</p>	<p>①観光や地域振興などへの日本遺産の活用の促進に向けて、知事部局（文化・地域振興・観光）に対し、日本遺産の認定事例等の情報提供</p>
<p>[A]</p> <p>①日本遺産認定後の活用について、市町村及び知事部局（文化・地域振興・観光）から情報収集するとともに、他府県における好事例などを情報提供</p>	<p>①日本遺産認定後においても、取組状況に応じて認定の見直しが行われることから、日本遺産の活用状況の把握が必要</p>

[指標の状況及び評価]

指標の内容	基準値	目標値（上段）						進捗率	評価	出典 (調査名等)	実施主体	調査期 日又は 調査対 象期間	指標の 対象
		実績値（下段）											
		(H29)	(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	(R4)						
① 国及び北海道が指定する文化財の数(件)	(H29) 331	333	337	339	341	341	100.6%	a	指定文化財数の把握	道教委	R4.3.31	国・道指定文化財(国選定文化財も含む)	
② 北海道文化財保護強調月間(10月8日～11月7日)に、指定文化財が所在する市町村のうち「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合(%)	(H29) 56.6	59.0	64.0	70.0	70.0	70.0	-	-	北海道文化財保護強調月間における文化財展示公開・活用事業の実施状況の調査	道教委	コロナ禍の影響を考慮し、調査未実施	市町村	
評価結果	(a) 指標数 1	(b) 指標数 0	(c) 指標数 0	(d) 指標数 0	定量評価		A		d 評価に対する今後の取組				